

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年逗子市条例第28号。以下「条例」という。）の運用の基準等に関し、必要な事項を定める。

(条例第2条第1号関係)

第2条 対象となるリース契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器及び情報機器
- (2) 車両
- (3) ソフトウェア及び情報処理システム
- (4) 厨房機器及び衛生設備機器
- (5) 仮設建物及び倉庫
- (6) 照明器具
- (7) 電気及び通信設備
- (8) その他、物品のリース契約で市長が適当と認めるもの

2 契約期間は、原則として5年を超えないものとする。ただし、当該契約の内容や商習慣から5年を超える期間が適当と認められるものについては、対象物品の耐用年数等に基づき商習慣上定められる期間とする。

(条例第2条第2号関係)

第3条 対象となる契約は、経常的かつ継続的な業務のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 機械警備業務
- (2) 施設の管理又は運営に係る業務
- (3) 給食調理、配送業務
- (4) 条例第2条第1号により締結されたリース契約に伴って発生する保守点検等の業務
- (5) その他、当該業務の履行にあたって事前に一定の準備期間（資材、機材等の調達、労働力の確保及びその教育訓練期間等）が必要なもののうち、市長が適当と認めるもの。

2 契約期間は、原則として5年を超えないものとする。ただし、技術革新の状況、事

業継続の目途、減価償却期間、経済変動等を勘案し適切に行うものとする。

(留意事項)

第4条 契約事務を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 執行伺

ア 契約期間には、長期継続契約であることを明記すること。

イ 執行予定額は、契約の始期の属する年度に係る執行予定額のほか契約期間全体の金額も併記すること。

ウ 契約方法は、契約期間全体の金額で判断すること。

エ 執行の決定における決裁等は、契約期間全体の金額で判断すること。

(2) 入札公告又は指名通知は、契約期間と併せて長期継続契約であること及び歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には契約を変更又は解除することを明記すること。

(3) 予定価格及び入札（見積）金額は、原則として月額を記載すること。ただし、その契約の性質上適当でないと認められるものについては、契約期間全体の金額を記載すること。

(4) 契約書

ア 契約書作成の要否は、契約期間全体の金額で判断すること。

イ 契約期間と併せて長期継続契約であることを明記すること。

ウ 契約金額は、原則として契約期間全体の金額を記載すること。

エ 歳入歳出予算の額に減額又は削除があった場合には契約を変更又は解除することを明記すること。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。